

令和6年第3回武蔵村山市教育委員会定例会議事日程

令和6年3月26日（火）

午前9時30分開議

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 議案第14号 令和5年度教育予算の補正（第11号）の申出に係る臨時代理の承認について
- 5 議案第15号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命について
- 6 議案第16号 武蔵村山市立学校の学校薬剤師の委嘱等について
- 7 議案第17号 令和6年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞について
- 8 議案第18号 令和6年度武蔵村山市立学校教育課程の受理について
- 9 議案第19号 特別支援学級の新設について
- 10 議案第20号 武蔵村山市学校給食運営委員会規則の一部を改正する規則について
- 11 議案第21号 令和6年度武蔵村山市学校給食基本計画について
- 12 議案第22号 武蔵村山市生涯学習審議会委員の委嘱について
- 13 議案第23号 武蔵村山市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 14 議案第24号 武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱について
- 15 その他

議案第18号
資料
(別冊)

- 16 議案第25号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認について
- 17 議案第26号 教育センター職員の任命について
- 18 議案第27号 指導主事の任命について
- 19 議案第28号 副校長の任命に係る内申の臨時代理の承認について

議案第14号

令和5年度教育予算の補正（第11号）の申出に係る臨時代理の承認について

令和5年度教育予算の補正の申出について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

令和6年3月26日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷光二

（提案理由）

令和5年度教育予算について、歳入で寄附金、歳出で教育総務費に補正の申出をする必要があり、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理したので、本案を提出します。

1 歳 入

(単位:千円)

款	項	目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	補正後の 予 算 額
18	寄附金		0	2,000	2,000
	1	寄附金	0	2,000	2,000
		3 教育費寄附金	0	2,000	2,000
歳 入 合 計			615,835	2,000	617,835

2 歳 出

(単位:千円)

款	項	目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	補正後の 予 算 額
9	教育費		2,725,490	2,000	2,727,490
	1	教育総務費	585,110	2,000	587,110
		92 市立学校教員研修奨励基金費	0	2,000	2,000
歳 出 合 計			3,432,163	2,000	3,434,163

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	目	節	項 目	理 由	補正前	補正額	補正後	所管課
18	寄附金					0	2,000	2,000	
	1	寄附金				0	2,000	2,000	
		3	教育費寄附金		合計 (18・1・3)	0	2,000	2,000	
			1	教育総務費寄附金		0	2,000	2,000	
				教職員の実践研究事業に対する指定寄附金	市立学校における教職員の実践研修費としての指定寄附について補正するものである。	0	2,000	2,000	教育指導課 指導係

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	目	項 目	理 由	補正前	補正額	補正後	所管課	
9	教育費				2,725,490	2,000	2,727,490		
	1	教育総務費			585,110	2,000	587,110		
		92	市立学校教員研修奨励基金費		合計 (9・1・92)	0	2,000	2,000	
			市立学校教員研修奨励基金積立金	市立学校における教職員の実践研修費としての指定寄附を積み立てるものである。	0	2,000	2,000	教育指導課 指導係	

議案第15号

武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命について

武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和6年3月26日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷 光 二

(提案理由)

武蔵村山市立第二小学校、第三小学校、第八小学校、第九小学校、第十小学校及び第五中学校の学校運営協議会委員の任期満了に伴い、新たに委員の任命をする必要があるため、本案を提出します。

(委任)

1 武蔵村山市立第二小学校学校運営協議会委員

2 委 任 年 月 日 令和6年4月1日

3 任 期 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

No	氏 名	住 所	選 出 区 分
1	加藤 浩一	武蔵村山市岸	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
2	藤井 昭二	武蔵村山市岸	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
3	乙幡 芳美	武蔵村山市三ツ木	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
4	渡邊 公一	武蔵村山市岸	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
5	川口 実	武蔵村山市三ツ木	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
6	高橋 秀臣	武蔵村山市三ツ木	対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第2号該当)
7	遠藤 亮輔	武蔵村山市岸	対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第2号該当)
8	赤坂 弘樹	武蔵村山市三ツ木	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
9	仲 純平	武蔵村山市三ツ木	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
10	吉岡 明子	武蔵村山市三ツ木	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
11	黒岩 真英	武蔵村山市三ツ木	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)

※敬称略、順不同

(委任)

1 武蔵村山市立第三小学校学校運営協議会委員

2 委 任 年 月 日 令和6年4月1日

3 任 期 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

No	氏 名	住 所	選 出 区 分
1	宮下 秀邦	武蔵村山市神明	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
2	金井 阿佐乃	武蔵村山市神明	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
3	岡村 直美	武蔵村山市神明	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
4	峰岸 喬	武蔵村山市神明	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
5	高橋 富子	武蔵村山市中藤	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
6	山田 秀海	武蔵村山市中藤	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
7	内野 輝	武蔵村山市中藤	対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第2号該当)
8	服部 寛昭	武蔵村山市中藤	対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第2号該当)
9	矢代 英生	武蔵村山市神明	対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第2号該当)
10	田島 照久	武蔵村山市中藤	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
11	阿南 晃介	武蔵村山市中藤	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
12	今西 伸行	武蔵村山市中藤	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
13	松下 剛	武蔵村山市中藤	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
14	高島 茂登子	武蔵村山市中藤	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
15	江郷 勝哉	武蔵村山市中央	教育に関し識見を有する者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第5号該当)

※敬称略、順不同

(委任)

1 武蔵村山市立第八小学校学校運営協議会委員

2 委 任 年 月 日 令和6年4月1日

3 任 期 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

No	氏 名	住 所	選 出 区 分
1	井上 一弘	武蔵村山市三ツ藤	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
2	加羽澤 範明	武蔵村山市伊奈平	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
3	有馬 光彦	武蔵村山市三ツ藤	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
4	永井 ひとみ	武蔵村山市伊奈平	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
5	疋田 美登里	武蔵村山市三ツ藤	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
6	石井 勝成	武蔵村山市残堀	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
7	渡辺 隆浩	武蔵村山市学園	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
8	菊地 孝幸	武蔵村山市残堀	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
9	田島 由美	武蔵村山市三ツ藤	対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第2号該当)
10	東 高央	武蔵村山市三ツ藤	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
11	椎野 祐史	武蔵村山市三ツ藤	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
12	押本 絵里	武蔵村山市三ツ藤	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
13	三木 謙太郎	武蔵村山市三ツ藤	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
14	久保 美和子	武蔵村山市三ツ藤	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
15	齊藤 尚美	武蔵村山市三ツ藤	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
16	花上 和哉	武蔵村山市三ツ藤	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
17	伊藤 舜一	青梅市梅郷	教育に関し識見を有する者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第5号該当)
18	堀越 晴美	武蔵村山市中原	教育に関し識見を有する者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第5号該当)

※敬称略、順不同

(委任)

1 武蔵村山市立第九小学校学校運営協議会委員

2 委 任 年 月 日 令和6年4月1日

3 任 期 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

No	氏 名	住 所	選 出 区 分
1	石橋 修	武蔵村山市榎	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
2	吉田 千賀	武蔵村山市学園	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
3	丸山 敏雄	武蔵村山市学園	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
4	佐藤 憲子	武蔵村山市学園	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
5	池亀 武夫	武蔵村山市榎	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
6	美野 郁夫	武蔵村山市学園	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
7	三澤 喜美子	武蔵村山市学園	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
8	田村 敦	武蔵村山市学園	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
9	渡邊 珠代	武蔵村山市学園	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
10	石川 裕子	武蔵村山市学園	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
11	白井 賢一郎	武蔵村山市学園	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
12	大野 拓哉	武蔵村山市学園	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
13	及川 貴史	武蔵村山市学園	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
14	小川 香代子	武蔵村山市榎	教育に関し識見を有する者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第5号該当)

※敬称略、順不同

(委任)

1 武蔵村山市立第十小学校学校運営協議会委員

2 委 任 年 月 日 令和6年4月1日

3 任 期 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

No	氏 名	住 所	選 出 区 分
1	安部 正	武蔵村山市中原	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
2	齊藤 早苗	武蔵村山市残堀	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
3	吉田 豊	武蔵村山市残堀	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
4	鈴木 成夫	武蔵村山市残堀	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
5	高橋 薫	武蔵村山市残堀	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
6	梶野 謙丈	武蔵村山市残堀	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
7	雨宮 将美	武蔵村山市残堀	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
8	瀧口 信晴	武蔵村山市残堀	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
9	秋吉 健司	武蔵村山市残堀	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
10	久保田 萌海	武蔵村山市残堀	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
11	今井 一馬	武蔵村山市残堀	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
12	品川 晃彦	武蔵村山市残堀	教育に関し識見を有する者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第5号該当)
13	福本 安廣	武蔵村山市残堀	教育に関し識見を有する者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第5号該当)

※敬称略、順不同

(委任)

1 武蔵村山市立第五中学校学校運営協議会委員

2 委 任 年 月 日 令和6年4月1日

3 任 期 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

No	氏 名	住 所	選 出 区 分
1	堀内 一弘	武蔵村山市中原	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
2	高橋 圭子	武蔵村山市残堀	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
3	荒幡 善政	武蔵村山市三ツ木	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
4	加園 一茂	武蔵村山市三ツ木	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
5	堀上 みち子	武蔵村山市中原	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
6	水野 光子	武蔵村山市残堀	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
7	玉井 博子	武蔵村山市残堀	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
8	安部 朋子	武蔵村山市中原	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
9	小田 理英	武蔵村山市三ツ木	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
10	西川 義則	武蔵村山市三ツ木	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
11	比留間 望	武蔵村山市残堀	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
12	二階堂 裕文	武蔵村山市残堀	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
13	有沼 賢二	武蔵村山市残堀	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
14	柴田 謙	武蔵村山市残堀	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
15	高木 圭樹	武蔵村山市残堀	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
16	隅谷 大輔	武蔵村山市残堀	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
17	井上 佳菜美	武蔵村山市中原	教育に関し識見を有する者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第5号該当)

※敬称略、順不同

議案第16号

武蔵村山市立学校の学校薬剤師の委嘱等について

武蔵村山市立学校の学校薬剤師の委嘱等について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和6年3月26日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷光二

(提案理由)

武蔵村山市立第一小学校の学校薬剤師の辞任に伴い、委嘱等をする必要があるので、本案を提出します。

(解嘱)

1 武蔵村山市立学校 学校薬剤師

2 担当校・氏名・薬局名等

担当校	氏名	医院名・所在地
第一小学校	奥住 美幸	武蔵村山調剤薬局 (武蔵村山市榎)

※敬称略

(委嘱)

1 武蔵村山市立学校 学校薬剤師

2 委嘱年月日 令和6年4月1日

3 任 期 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 担当校・氏名・薬局名等

担当校	氏名	医院名・所在地
第一小学校	下津 圭雅	おもてなし薬局 (武蔵村山市大南)

※敬称略

議案第17号

令和6年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞について

令和6年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞について、別紙のとおり決定するため、教育委員会の議決を求めます。

令和6年3月26日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷 光 二

(提案理由)

令和6年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞を定める必要があるため、本案を提出します。

令和六年度 武蔵村山市立小学校入学式 教育委員会告辞

一年生のみなさん、御入学おめでとございます。

みなさんは、今日から、いよいよ〇〇小学校の一年生です。

みなさん、とても嬉しそうに見えます。きつと、ランドセルを背負って学校に通う日を、ずっと前から楽しみにしていたのでしょうか。

みなさんが、これから、明るく元気な小学生になるように、三つのお願いをします。

一つ。先生のお話をよく聞いて、進んで勉強したり、運動したりしてください。分からないことは、何でも先生方に聞いてみましょう。〇〇小学校の先生方は、やさしく丁寧に教えてくださいます。

二つ。友達をたくさんつくってください。みんなと仲良くし、困っている友達や、一人でいる友達を見たら、やさしい言葉をかけてあげましょう。そして、友達のよいところをたくさん見付けてください。

三つ。先生方や友達に、しっかりとあいさつをしましょう。だれにでも、「おはようございます」「ありがとうございます」が、すぐに言える人になって欲しいと思います。

先生のお話をよく聞く子。友達と仲よくする子。あいさつをする子。この三つのことに気を付けて、明日から、明るく、元気よく学校に通ってください。

保護者の皆様方に申し上げます。お子様の御入学、誠におめでとございます。この純真な一年生が、健やかに伸び伸びと、六か年の小学校の課程を修了できますように、学校と家庭の緊密な連携をお願いし、教育委員会の告辞といたします。

令和六年四月八日

武蔵村山市教育委員会

(約六百文字・約二分)

令和六年度 武蔵村山市立中学校入学式 教育委員会告辞

本日ここに、武蔵村山市立第〇中学校の令和六年度入学式が挙行されるに当たり、教育委員会として御挨拶申し上げます。

新入生の皆さん、御入学おめでとうございます。これからの三年間、皆さんの心と体は、とても大きく成長する大切な時期になります。今から話す二つのことを心に留めて一日一日を過ごすことが、皆さんの将来を拓くことにつながります。

一つは、進んで学習し、よく考えて判断すること。もう一つは、自分の行動を振り返り、正しい行動を心がけ、自分自身を向上させていくことです。これらは、とても大切なことであり、自分から進んで実行することで、充実した中学校生活を送ることができます。そのためには、自分で目標を定め、実現に向けて努力し続ける姿勢が大切です。目標は、勉強や部活動、趣味や特技など、人によって様々です。一人一人が個性を生かし、目標を定めてください。そして、充実した学校生活を自分の努力で築いていく、そんな中学生になることを期待しています。

さて、保護者の皆様におかれましては、本日の入学式を心からお喜びのことと思います。中学校生活では、成長の過程で様々な変化に出会います。お子様の健やかな成長のために、お子様としっかり向き合うことや話し合うことを大切にしてください。そうした中で、保護者の皆様には、子供たちの幸せを願う気持ちをこれまで以上に伝えていただくことをお願いいたします。

中学校生活において、不安を感じることも多々あるかと思いますが、それを乗り越えるには、何よりも学校と家庭との協力が重要です。何とぞ、本校の教育に対する深い御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本校教職員の皆様に、本日入学された生徒、保護者の皆様、そして地域の方々の願いを受けとめ、一人一人の生徒の能力と個性を豊かに伸ばす教育をお願い申し上げます。教育委員会の告辞といたします。

令和六年四月九日

武蔵村山市教育委員会

(約八百文字・約三分)

令和六年度 武蔵村山市立小中一貫校村山学園入学式 教育委員会告辞

村山学園、一年生のみなさん、そして、七年生のみなさん、御入学おめでとうございます。

まず、一年生のみなさんにお話をします。

学校では先生がいろいろな勉強を教えてくださいます。先生のお話をしっかり聞いて、一生懸命勉強しましょう。

次に、友達と仲良くしましょう。友達の名前を早く覚えて、たくさん友達を作りましょう。

困ったことがあったら、先生にお話してください。村山学園の先生は、だれでも優しくお話を聞いてくれます。

七年生の皆さんにお話をします。

今日から、村山学園の七年生としての新しい生活がはじまります。

新しい教科も始まります。

先生方や先輩から様々なことを教えてもらいながら、村山学園の七年生として、自信と誇りをもって生活できるよう努力し、自分の力をより大きく伸ばしてください。

一年生は、明るく、心のやさしい村山学園の子供として、また、七年生は、立派な中学生として成長されることを楽しみにしています。

保護者の皆様、お子様の御入学、誠におめでとうございます。

教職員の皆様には、小中一貫校である村山学園に入学した、一年生と七年生が、健やかに伸び伸びと、九か年の義務教育の課程を修了できますように、学校と家庭の緊密な連携をお願いし、告辞いたします。

令和六年四月九日

武蔵村山市教育委員会

(約六百文字・約二分)

議案第18号

令和6年度武蔵村山市立学校教育課程の受理について

令和6年度武蔵村山市立学校教育課程の受理について、別冊のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和6年3月26日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷 光 二

(提案理由)

令和6年度武蔵村山市立学校教育課程を受理する必要があるため、本案を提出します。

議案第19号

特別支援学級の新設について

武蔵村山市立学校に特別支援学級を新設することについて、別紙のとおり決定するため、教育委員会の議決を求めます。

令和6年3月26日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷 光 二

(提案理由)

武蔵村山市立学校に特別支援学級を新設することについて決定する必要があるため、本案を提出します。

武蔵村山市立小学校に特別支援学級を新設することについて

開 設 校 市立第十小学校

開 設 時 期 令和7年4月

障 害 種 別 ①知的障害学級
②自閉症・情緒障害学級

通 学 区 域 既設の第一小学校、雷塚小学校と併せて、下表のとおり原則として武蔵村山市立学校の指定に関する規則第2条に規定する「通学区域」を準用する。

小学校特別支援学級	通学区域
第一小学校	第一中学校圏域
雷塚小学校	第三中学校圏域 村山学園第二中学校圏域 大南学園第四中学校圏域
第十小学校	第五中学校圏域

議案第20号

武蔵村山市学校給食運営委員会規則の一部を改正する規則について

武蔵村山市学校給食運営委員会規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和6年3月26日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷光二

(提案理由)

委員選出区分を変更するため、規定を整備する必要があるため、本案を提出します。

武蔵村山市学校給食運営委員会規則の一部を改正する規則

武蔵村山市学校給食運営委員会規則（昭和43年村山町教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「15人」を「8人」に改め、同条第1号中「3人」を「1人」に改め、同条第2号中「2人」を「1人」に改め、同条第3号中「PTAの会長 3人」を「保護者の代表 1人」に改め、同条第4号中「PTAの会長 2人」を「保護者の代表 1人」に改め、同条第8号中「2人」を「1人」に改める。

附 則

この規則は、令和6年6月1日から施行する。

武蔵村山市学校給食運営委員会規則新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
武蔵村山市学校給食運営委員会規則	武蔵村山市学校給食運営委員会規則
昭和43年11月22日教委規則第6号	昭和43年11月22日教委規則第6号
<p>第1条及び第2条 略 （組織）</p> <p>第3条 運営委員会は、次に掲げるところにより教育委員会が委嘱する委員<u>8</u>人をもつて組織する。</p> <p>(1) 小学校の校長 <u>1</u>人 (2) 中学校の校長 <u>1</u>人 (3) 小学校の保護者の代表 <u>1</u>人 (4) 中学校の保護者の代表 <u>1</u>人 (5) 武蔵村山市立学校の学校医 1人 (6) 武蔵村山市立学校の学校歯科医 1人 (7) 武蔵村山市を管轄する保健所の職員 1人 (8) 学識経験者 <u>1</u>人</p> <p>第4条から第9条まで 略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和6年6月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条及び第2条 略 （組織）</p> <p>第3条 運営委員会は、次に掲げるところにより教育委員会が委嘱する委員<u>15</u>人をもつて組織する。</p> <p>(1) 小学校の校長 <u>3</u>人 (2) 中学校の校長 <u>2</u>人 (3) 小学校のPTAの会長 <u>3</u>人 (4) 中学校のPTAの会長 <u>2</u>人 (5) 武蔵村山市立学校の学校医 1人 (6) 武蔵村山市立学校の学校歯科医 1人 (7) 武蔵村山市を管轄する保健所の職員 1人 (8) 学識経験者 <u>2</u>人</p> <p>第4条から第9条まで 略</p>

議案第21号

令和6年度武蔵村山市学校給食基本計画について

令和6年度武蔵村山市学校給食基本計画について、別紙のとおり決定するため、教育委員会の議決を求めます。

令和6年3月26日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷光二

(提案理由)

令和6年度武蔵村山市学校給食基本計画を定める必要があるため、本案を提出します。

令和 6 年 度

武蔵村山市学校給食基本計画書

武蔵村山市教育委員会

目 次

1	基本方針	
(1)	学校給食実施に関する基本方針	1
(2)	学校給食業務実施に当たっての基本的事項	1
2	基本計画	
(1)	年間給食日数	4
(2)	給食1食当たりの単価及び給食費の額	4
(3)	給食基本人員	5
(4)	献立目標	5
(5)	学校給食センターの稼働	6
ア	学校給食センター(小学校)の学期別稼働表	6
	令和6年度学校給食センター(小学校)給食業務稼働表	7
イ	武蔵村山給食センター(中学校委託分)の学期別稼働表	8
	令和6年度武蔵村山給食センター(中学校)給食業務稼働表	9
3	歳入歳出予算概要	
(1)	歳入予算	10
(2)	歳出予算	10
(3)	歳入予算の内訳	11
ア	給食費	11
イ	過年度分給食費	12
ウ	試食会費	12

1 基本方針

(1) 学校給食実施に関する基本方針

学校給食は、学校給食法（昭和29年法律第160号）で定めるとおり、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである。

また、同法では、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる学校給食の目標が達成されるよう努めなければならないと定められており、本市の学校教育においても、これらの目標の達成に向けて、学校給食を実施するものであり、国が示す学校給食実施基準により、地域の特徴を加えながら実施していくものである。

ア 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。

イ 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。

ウ 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。

エ 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

オ 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。

カ 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。

キ 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

(2) 学校給食業務実施に当たっての基本的事項

ア 学校給食の実施について

成長期にある児童及び生徒の健康の保持増進を図るため、学校給食実施基準（平成21年度文部科学省告示第61号）を踏まえ、栄養バランスのとれた豊かで多様な献立の実施と魅力ある学校給食の提供に努める。

イ 食育・地産地消の推進について

毎月の予定献立表を活用して食に関する情報を提供するとともに、旬の食材や行事食・郷土食を献立に取り入れるほか、ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食：日本人の伝統的な食文化」についても理解が深まるような献立の実施に努める。また、地元農家の協力を得て

地場食材を積極的に導入する。

ウ 安全・衛生管理について

学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）や厚生労働省の大量調理施設衛生管理マニュアル、国等の衛生管理に関する通知等に基づき、給食施設等の点検・清掃、食品の適正な取扱い、学校給食従事者の衛生管理及び健康管理等を徹底するとともに、学校給食従事者に対する研修等の実施により衛生意識の徹底を図り、食中毒などの事故防止に努める。

なお、学校給食の安全性の確認のため、平成23年から実施してきた給食食材の残留放射性物質検査については、過去12年間の不検出の実績を勘案し、令和5年度末で終了することとした。

また、学校給食におけるアレルギー対応（除去食）については、新センター稼働に伴い、令和7年9月から小・中学校同時に実施することとしたため、令和6年度については、基本指針・詳細マニュアルの作成等その準備を慎重に行いたい。

エ 学校給食費会計の公平化・公正化について

学校給食費は、国の通知である学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進について（令和元年7月31日付元文科初第561号）により、公会計化の推進が求められていることから、「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」を参考にしながら、公会計化のため、令和8年度の実施を目途に準備を進めるものとする。

オ 給食業務の民間委託について

小学校学校給食の調理等を行っている市立学校給食センターについては、老朽化が著しく進んでいることから、安定的な稼働のために必要な対策を講ずるとともに、新たな施設である（仮称）防災食育センターの整備を令和7年度当初の稼働を目途に進めているが、調理等の民間委託についても、令和7年3月から令和12年7月までの委託事業所が決定したことから、開設に向けて更に準備を進めて行くこととする。

また、中学校学校給食調理等業務については、平成22年度から民設民営の委託方式で実施している。現在の委託事業所についてはこれまで安定的に業務を運営し、十分な実績を有していることから、令和7年4月から約5年間の次期の委託期間についても引き続き委託を行うこととした。

今後も、安全で安心できる学校給食の提供がなされるよう、受託者に対する監理指導を徹底する。

以上のことを踏まえ、引き続き安全・安心でバランスのとれた安全でおいしい学校給食を提供するとともに、学校給食費会計の健全な運営に向けて努めるものとする。

令和6年度の学校給食費については、令和6年第一回武蔵村山市議会定例会において、令和6年度一般会計当初予算案が可決された場合は、東京都の補助金を活用し、児童・生徒分について無償化とする予定である。以下、本計画書に記載している内容は、無償化を見越した内容である。

なお、昨今の食材料費の高騰は、給食会計を著しく圧迫しており、令和4年10月に実施した給食費の改定に引き続き、令和6年度の後半には改定をする可能性もあり得る。

2 基本計画

(1) 年間給食日数

児童・生徒等に係る年間給食日数は、武蔵村山市立学校の給食費に関する規則により、アからカまでに掲げる区分に応じ、定めている。

ア 小学校第1学年の児童 177日

イ 小学校第2学年から第6学年までの児童 186日

ウ 小学校の職員 192日

エ 中学校第1学年及び第2学年の生徒 183日

オ 中学校第3学年の生徒 180日

カ 中学校の職員 192日

(2) 給食1食当たりの単価及び給食費の額

ア 令和6年度の給食費については、児童・生徒分について公費負担（無償化）とするものの、給食1食当たりの単価及び給食費の額は、武蔵村山市立学校の給食費に関する規則で定めており、令和4年10月から改定され次のとおりとなっている。

区 分		1食当たりの単価	月 額	
			4月から翌年2月まで(8月を除く。)	3月
小学校	1 学年	231	4,000	878
	2 学年	231	4,000	2,966
	3・4 学年	244	4,200	3,384
	5・6 学年	258	4,400	3,988
	職 員	258	4,600	3,536
中学校	1・2 学年	285	4,800	4,495
	3 学年	285	4,800	3,300
	職 員	285	5,000	4,720

(3) 給食基本人員

小・中学校における給食基本人員は、つぎのとおり。（令和6年度については、令和6年度学級編制資料（12.1現在）の数値から引用した。）

単位：人

区 分	人 員	教職員	合計
小 学 校	3, 6 7 1	2 3 2	3, 9 0 3
中 学 校	1, 9 4 9	1 3 4	2, 0 8 3
合 計	5, 6 2 0	3 6 6	5, 9 8 6

(4) 献立目標

小・中学校における主食の区分による献立目標は、次のとおりとする。

小 学 校			中 学 校		
主食の区分	日 数	割 合	主食の区分	日 数	割 合
米 飯	日 1 5 3	% 8 0	米 飯	日 1 7 0	% 8 8
パ ン	2 0	1 0	パ ン	1 1	6
麵 類	1 9	1 0	麵 類	1 1	6
合 計	1 9 2	1 0 0	合 計	1 9 2	1 0 0

(5) 学校給食センターの稼働

ア 学校給食センター(小学校)の学期別稼働表

学 期	稼 働 期 間		稼 働 日 数	
	月	日	月別	学期別
1 学 期	4月	10～30日	14日	68日
	5月	1～31日	21日	
	6月	1～30日	20日	
	7月	1～18日	13日	
2 学 期	9月	3～29日	18日	76日
	10月	1～31日	22日	
	11月	1～29日	20日	
	12月	1～23日	16日	
3 学 期	1月	9～31日	16日	48日
	2月	3～28日	18日	
	3月	1～21日	14日	
合 計			192日	

令和6年度 小学校給食業務稼働表

4月 (14回)						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

5月 (21回)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

6月 (20回)						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

7月 (13回)						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

9月 (18回)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

10月 (22回)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

11月 (20回)						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

12月 (16回)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

1月 (16回)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2月 (18回)						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	

3月 (14回)						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

*稼働日192日
 *小学校の給食実数186回
 *小学1年生の給食実数177回
 (注) []内は、稼働日
 ○印は祝日等を表す。

イ 武蔵村山給食センター(中学校委託分)の学期別稼働表

学 期	稼 働 期 間		稼 働 日 数	
	月	日	月別	学期別
1 学 期	4月	10～30日	14日	67日
	5月	1～31日	21日	
	6月	4～28日	19日	
	7月	1～18日	13日	
2 学 期	9月	2～30日	19日	78日
	10月	1～31日	22日	
	11月	1～30日	20日	
	12月	2～24日	17日	
3 学 期	1月	9～31日	16日	47日
	2月	3～28日	18日	
	3月	3～21日	13日	
合 計			192日	

令和6年度 中学校給食業務稼働表

4月 (14回)						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

5月 (21回)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

6月 (19回)						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

7月 (13回)						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

9月 (19回)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

10月 (22回)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

11月 (20回)						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

12月 (17回)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

1月 (16回)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2月 (18回)						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	

3月 (13回)						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

*稼働日192日
 *中学校の給食実数183回
 *中学3年生の給食実数180回
 (注) []内は、稼働日
 ○印は祝日等を表す。

3 歳入歳出予算概要

(1) 歳入予算

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増(△)減	説 明
給 食 費	千円 285,776	千円 298,322	千円 △ 12,546	11ページ参照
過年度分給食費	1,914	1,970	△ 56	12ページ参照
試 食 会 費	168	71	97	12ページ参照
繰 越 金	1	1	0	前年度繰越金
雑 入	1	1	0	預金利子等
合 計	287,860	300,365	△ 12,505	

(2) 歳出予算

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増(△)減	説 明
小 学 校 費	千円 178,691	千円 182,317	千円 △ 3,626	小学校分給食 物資購入費
中 学 校 費	109,169	118,048	△ 8,879	中学校分給食 物資購入費
合 計	287,860	300,365	△ 12,505	

(3) 歳入予算の内訳

ア 給食費

	区 分	1食当たりの 単 価	基本人員	給食日数	調定見込額
		円	人	日	円
小 学 校	第 1 学 年	231	573	177	23,428,251
	第 2 学 年	231	603	186	25,908,498
	第 3・4 学 年	244	1,222	186	55,459,248
	第 5・6 学 年	258	1,273	186	61,088,724
	職 員	258	232	192	11,492,352
	小 計		3,903		177,377,073
中 学 校	第 1・2 学 年	285	1,266	183	66,028,230
	第 3 学 年	285	683	180	35,037,900
	職 員	285	134	192	7,332,480
	小 計		2,083		108,398,610
合 計			5,986	(A)+(B)	285,775,683

イ 過年度分給食費

	年 度	調定(見込)額	収入割合	収入(見込)額
小 学 校	平成30年度	1,317,000 ^円	5.00%	65,850 ^円
	令和元年度	1,458,000	10.00	145,800
	令和2年度	538,000	15.00	80,700
	令和3年度	1,415,000	20.00	283,000
	令和4年度	1,435,000	20.00	287,000
	令和5年度	1,200,000	25.00	300,000
	小 計 (A)	7,363,000		1,162,350
中 学 校	平成30年度	539,000 ^円	5.00%	26,950 ^円
	令和元年度	924,000	10.00	92,400
	令和2年度	299,000	15.00	44,850
	令和3年度	1,563,000	20.00	312,600
	令和4年度	557,000	20.00	111,400
	令和5年度	650,000	25.00	162,500
	小 計 (B)	4,532,000		750,700
合 計 (A+B)				1,913,050

ウ 試食会費

区 分	1食単価	予定人数	調定(見込)額	収入割合	収入(見込)額
小学校	300 ^円	(14回) 延べ 500人	150,000 ^円	100%	150,000 ^円
中学校	350	(5回) 延べ 50	17,500	100	17,500
合 計		(19回) 延べ 550	167,500	100	167,500

議案第22号

武蔵村山市生涯学習審議会委員の委嘱について

武蔵村山市生涯学習審議会委員の委嘱について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和6年3月26日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷 光二

(提案理由)

武蔵村山市生涯学習審議会委員の任期満了に伴い、新たに委員の委嘱をする必要があるため、本案を提出します。

(委嘱)

1 武蔵村山市生涯学習審議会委員

2 委 嘱 年 月 日 令和6年4月1日

3 任 期 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

4 氏 名 ・ 住 所

No	氏 名	住 所
1	石橋 修	武蔵村山市榎
2	小川 香代子	あきる野市秋川
3	木下 千里	武蔵村山市三ツ木
4	齋藤 イト子	武蔵村山市緑が丘1460
5	長堀 雅春	武蔵村山市三ツ藤
6	渡辺 達昭	武蔵村山市学園
7	福島 典之	武蔵村山市残堀
8	横田 恵美	武蔵村山市大南

※敬称略、順不同

議案第23号

武蔵村山市文化財保護審議会委員の委嘱について

武蔵村山市文化財保護審議会委員の委嘱について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和6年3月26日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷光二

(提案理由)

武蔵村山市文化財保護審議会委員の任期満了に伴い、新たに委員の委嘱をする必要があるため、本案を提出します。

(委嘱)

1 武蔵村山市文化財保護審議会委員

2 委 嘱 年 月 日 令和6年4月1日

3 任 期 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

4 氏 名 ・ 住 所

No	氏 名	住 所
1	牛米 努	東久留米市金山町
2	内野 正	武蔵村山市中藤
3	加園 一茂	武蔵村山市三ツ木
4	清水 直	武蔵村山市中央
5	高橋 健樹	武蔵村山市三ツ藤
6	田代 隆久	武蔵村山市三ツ木
7	多田 仁一	福生市武蔵野台
8	檜崎 由美	立川市上砂町
9	蓮沼 大通	武蔵村山市岸
10	波多野 益代	武蔵村山市本町

※敬称略、順不同

議案第24号

武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱について

武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和6年3月26日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷 光二

(提案理由)

武蔵村山市スポーツ推進委員の任期満了に伴い、新たに委員の委嘱をする必要があるため、本案を提出します。

(委嘱)

1 武蔵村山市スポーツ推進委員

2 委 嘱 年 月 日 令和6年4月1日

3 任 期 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

4 氏 名 ・ 住 所

No	氏 名	住 所
1	加々見 茂	武蔵村山市三ツ木
2	川島 良夫	武蔵村山市学園
3	小林 美保	武蔵村山市残堀
4	谷口 貴信	武蔵村山市中央
5	田畑 智美	武蔵村山市大南
6	富田 弘恵	武蔵村山市大南
7	富山 圭子	武蔵村山市三ツ木
8	永井 信浩	武蔵村山市大南
9	長野 善郎	武蔵村山市三ツ木
10	長嶺 毅	武蔵村山市学園
11	丸山 美保子	武蔵村山市大南
12	八代 忠	武蔵村山市大南

※敬称略、順不同

議案第25号

武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認に
ついて

教育委員会事務局職員の任免について、別紙のとおり臨時に代理したので、
教育委員会の承認を求めます。

令和6年3月26日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷光二

(提案理由)

教育委員会事務局職員を任免する必要があるため、武蔵村山市教育委員会教育長
に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理したの
で、本案を提出します。

議案第26号

教育センター職員の任命について

教育センター職員の任命について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和6年3月26日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷光二

(提案理由)

教育センター職員の任命を行う必要があるため、本案を提出します。

議案第27号

指導主事の任命について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条第2項の規定により指導主事を任命する必要があるため、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和6年3月26日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷光二

（提案理由）

指導主事の更新により、新たに任命する必要があるため、本案を提出します。

議案第28号

副校長の任命に係る内申の臨時代理の承認について

副校長の任命に係る内申について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

令和6年3月26日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷 光 二

(提案理由)

副校長の配置の変更に伴い、新たな内申をする必要があり、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理したので、本案を提出します。